

2018事務年度の金融行政の

実践と方針の要点解説

金融育成庁として、金融サービスの向上を図る

金融庁 総合政策局
総合政策課長 田原 泰雅

デジタルイゼーションの加速など金融をとりまく環境が大きく変化している。こうしたなか、金融行政は、①デジタルイゼーションの加速的な進展への対応、②家計の安定的な資産形成の推進、③活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保、④金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保、⑤顧客の信頼感・安心感の確保、⑥世界共通の課題の解決への貢献および当局間のネットワーク・協力の強化、⑦金融当局・金融行政運営の改革を通じて「金融育成庁」として金融サービスの向上を促していく。

金融レポートと金融行政方針の一体化

金融庁は、本事務年度、PDC Aサイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、金融レポートと金融行政方針を一体化した、「変革期における金融サービスの向上にむけて」金

融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）」（実践と方針）を公表した。デジタルイゼーションの加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化等により、金融を巡る環境は大きく変化している。こうした変革期において、金融行政の目的である「企

業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」を達成していくには、金融庁が、次の取組みなどを通じて「金融育成庁」として金融サービスの向上を促していくかなければならない。なお、紙幅の関係上、本稿で紹介する取組みは、実践と方針の内容の一部で

ある点をご容赦いただきたい。

金融デジタルイゼーション戦略

デジタルイゼーションの進展により、新しいプレーヤーが金融分野に進出するとともに、革新的なサービスが生まれ、利用者利便を飛躍的に向上させていくことが期待されている。デジタル化された情報が金融・非金融サービスを問わず活用され、利用者目線での金融サービスの高度化が可能となるなか、既存の金融機関には、より利用者ニーズに即した金融サービスを提

〔図表1〕 金融デジタル化戦略の11の施策

情報をより使いやすく	1. 情報の蓄積と利活用 2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護 3. デジタル化に対応する情報・金融リテラシー
官民のインフラのデジタル化	4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化 5. 金融行政のデジタル化
新しいビジネスへの挑戦を支援	6. さまざまなサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進 7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進
デジタル化に向けた基盤の整備	8. 国際的なネットワーク 9. デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進 10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応 11. これらの課題を実現するための機能的・横断的法制

〔出所〕 金融庁（図表2～5も同じ）。

供できるよう、そのビジネスモデルを顧客起点で変革していくことが求められている。こうしたデジタル化の進展の進展を金融サービスの向上につなげるため、今回、「金融デジタル化イノベーション戦略」を取りまとめた（図表1）。

金融デジタル化イノベーション戦略を実現していくうえでは、ベンチャー企業などと議論・交流し、フィンテックのトレンド・方向性を探り、得た知見を施策に還元していくことが不可欠である。そこで、規制・監督の立

家計の安定的な資産形成の推進

場から離れ、こうした業務を担うチームとして「FinTech Innovation Hub」を設置し、フィンテック関連企業に対する「100社ヒアリング」を実施するなど、情報収集を強化するとともに、得られた情報を踏まえ、フィンテック企業や金融機関によるイノベーション促進に向けて金融庁が果たすべき役割の検討を進めていくこととした。

人生100年時代を迎えるな

か、人々が生涯にわたり、ライフプランに合わせた良質な金融サービスを利用でき、安定的な資産形成を行えるような環境の整備がこれまで以上に求められている。

(1) 「顧客本位の業務運営」の確立と定着

金融機関の経営者が「顧客本位の業務運営に関する原則」をいかに具体的な取組みに結び付けているか、こうした取組みが実際に営業現場においてどのよう実践されているか、金融機関の経営陣などと対話を行うとともに、顧客へのアンケート調査を通じて「原則」に基づく取組みが顧客による金融機関の選択に活用されているかなどの実態を分析・確認する。また、投資信託の販売会社の比較可能な共通KPIの普及・浸透を図るとともに、投資信託の類似商品である貯蓄性保険も含めた商品内容などのさらなる「見える化」に取り組む（図表2）。

(2) 長期・積立・分散投資の推進

国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国ISA（＝

Individual Savings Account、個人貯蓄口座）も参考としつつ、他省庁と連携し、具体的な検討を行う。

今年1月に導入されたつみたてNISAについては、3月末までの口座開設数が約51万口座であり、若い世代を中心に新たな投資家層の拡大に寄与している。今後、「職場つみたてNISA」や、個人投資家との意見交換などをする場である「つみたてNISA Meetup（つみたくターの「つみたてNISAキャラクタ」の活用などを通じて、つみたてNISAの普及を図る）。

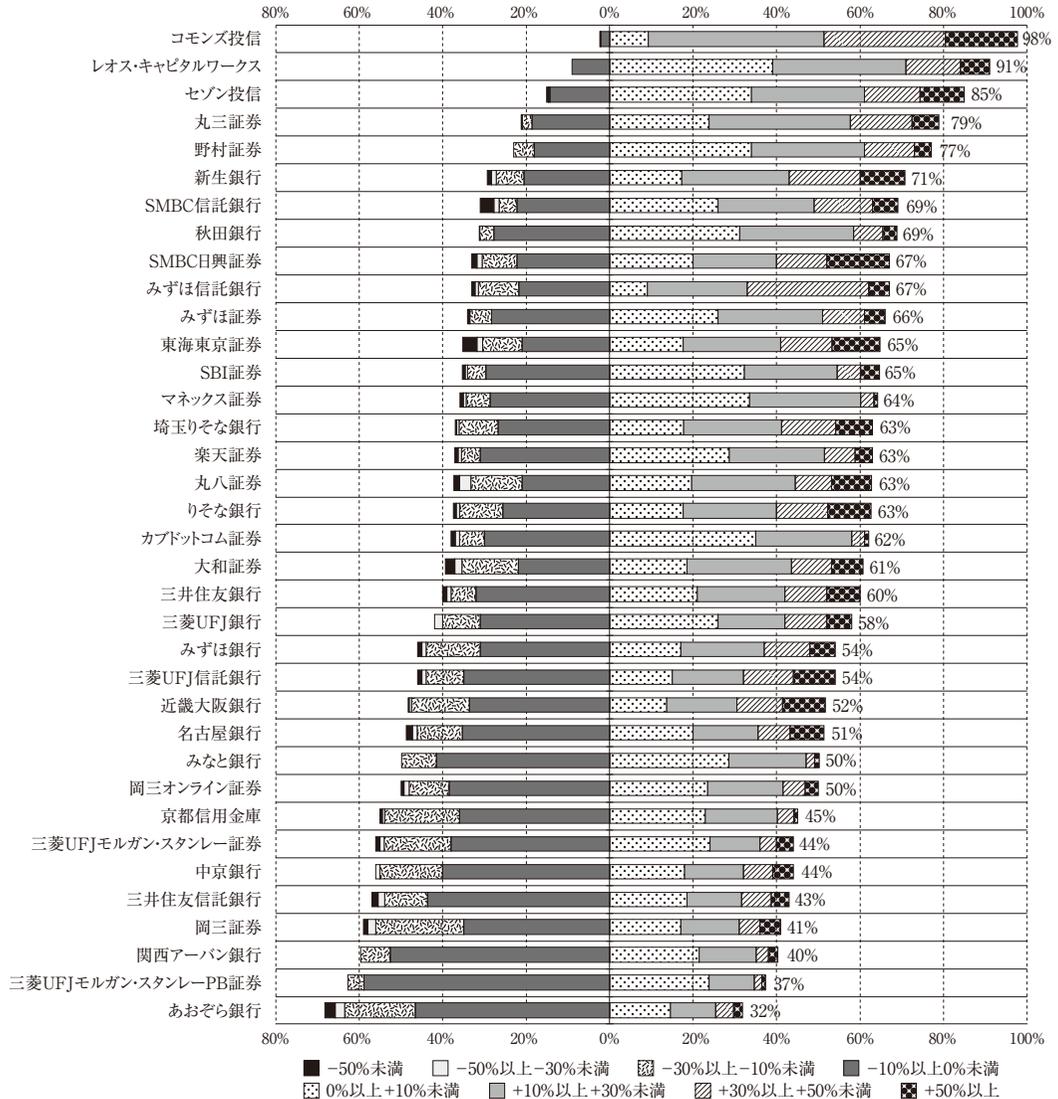
また、金融リテラシーの向上は金融庁・財務局の重要な役割であることを再認識し、職員が行う出張授業を本格的に拡充するとともに、教材・内容の充実などを進める。

活力ある資本市場の実現

金融サービスの向上、そして家計の安定的な資産形成の前提として、活力ある資本市場と市場の公正性・透明性の確保が求

〔図表2〕

投資信託販売会社の運用損益別顧客比率（2018年3月末時点）



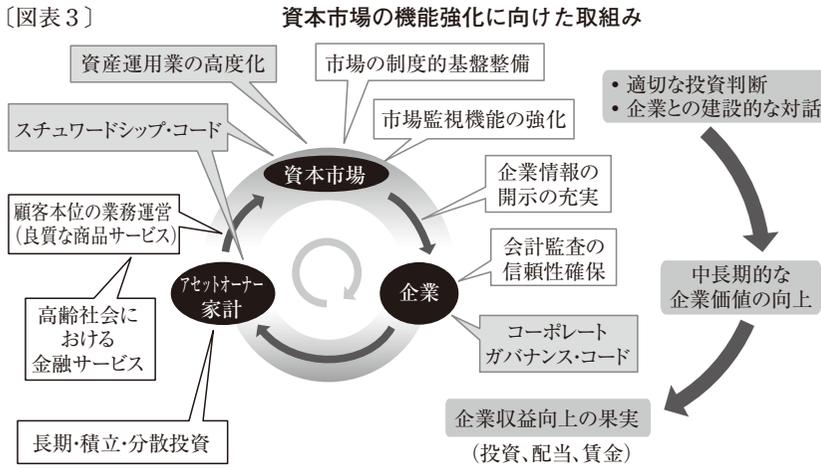
(注) 1. 2018年9月末までに、共通KPIにつき金融庁宛に報告のあった36事業者の公表データを集計。
 2. 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率ゼロ以上の顧客割合（小数点以下四捨五入）。

められる（図表3）。
進 (1) ガバナンス改革のさらなる推進
 「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表などの検証を行い、これらの課題を巡る企業と投資家の実効的な対話や企業の取組みのベストプラクティスの公表を行うことなどを通じてコーポレートガバナンス改革をさらに推進する。

(2) 資産運用業の高度化
 資産運用業の高度化は、資本市場の活性化や安定的な資産形成を実現するうえで極めて重要である。そこで、業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化、投資運用人材の育成・確保等の総合的な環境整備を進める。また、投資運用業者における業務運営態勢の向上に向けて、海外の先進事例なども踏まえた検証・対話を行う。

(3) 金融・資本市場の制度的基盤整備
 社債市場をはじめとするクレ

〔図表3〕



ジット市場について、リスクに見合った適正なリターンが確保されず、その機能が十分発揮されていないのではないかとといった観点を踏まえ、多様なプレーヤーが参加する厚みのある市場

の形成・発展に向けた課題と対応策を整理・検討する。また、幅広い上場商品をワンストップで取引できる総合取引所が実現することにより、取引所の国際競争力が強化され、デリバティブ取引市場が拡大するとともに、投資家の利便性が大きく向上することが期待される。このため、関係者などへの働きかけを強化し、総合取引所の早期実現を図る。

経営者の役割とガバナンス

金融サービスの向上や市場の活性化のためには、安定した金融システムのもと、金融機関が健全性を確保しつつ、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。

(1) 経営者の役割とガバナンス

金融機関は、経営環境がこれまでにないスピードで変化していく

なか、こうした変化を金融サービスの向上につなげていく必要がある。このため、経営者には、自ら主導して、多様なリスクを管理することで健全性を確保しつつ、デジタルイノベーションへの対応、顧客本位の業務運営の確立と定着、金融仲介機能の発揮といった課題に適切に対処していくための具体的な経営戦略を策定することが求められている。そして、この経営戦略のもとで必要な取組みを明確にするとともに、これを着実に実行するための態勢を構築し、営業現場まで浸透させていかなければならない。

また、金融機関の取締役会など（特に社外取締役）には、コーポレートガバナンス・コードにおいても求められているように、経営の大きな方向性を示すなど、経営に有益な貢献を行うとともに、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効的な規律付けを行うことが求められている。

こうした問題意識のもと、金融機関の経営トップを含む経営陣や社外役員を含む取締役・監

査役、営業現場の責任者などと深度ある対話を行い、モニタリングを行う。

(2) 地域金融

低金利環境の継続や人口減少など地域金融機関は厳しい環境に置かれており、地域銀行の過半数の54行で本業利益が赤字になっている（図表4）。こうしたなか、地域金融機関が、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、経営陣による適切な経営戦略の策定・実行と取締役会等によるガバナンスの発揮が重要である（図表5）。また、このような持続可能なビジネスモデルの構築にあたっては、時間軸を意識して取り組む必要がある。

こうした認識のもと、オン・オフ一体のモニタリングを実施し、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促していく。また、今後早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制

度の見直しを行う。さらに、金融庁の「地域生産性向上支援チーム」と各財務局とが連携し、地域企業およびその関係者（地方自治体、商工会など）との関係構築・対話を通じ、地域企業・経済の実態をきめ細かく把握する。こうして把握した実態を基に地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者などとの深度ある対話を通じ、金融仲介機能の発揮を促していく。このほか、地域の金融インフラの確保や地域の企業・住民にとってより質の高い金融サービスの提供を図る観点から、競争のあり方についての政府全体での議論に貢献していく。

金融機関の行為・規律に関する課題

(1) コンプライアンス・リスク管理上の課題と取り組み

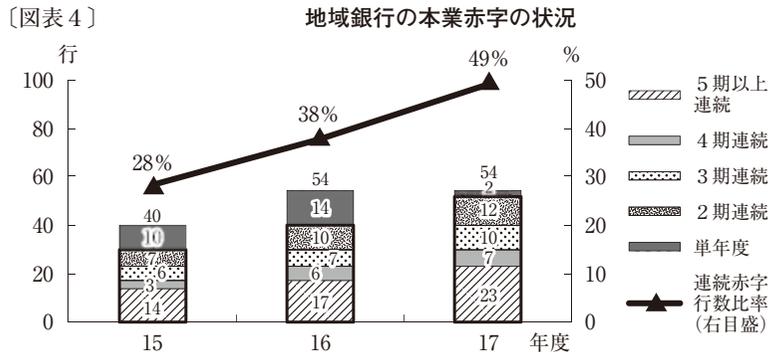
金融機関のコンプライアンス・リスク管理については、金融機関の不適切な行為がその健全性に影響を及ぼしうる事例や、コンプライアンスの問題が経営の重要問題ととらえられずに局的対応にとどまる事例が存在

している。当局としても、金融機関のビジネスモデルを踏まえ、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行ったうえでメリハリを付けたモニタリングを実施していく。

(2) 投資用不動産向け融資

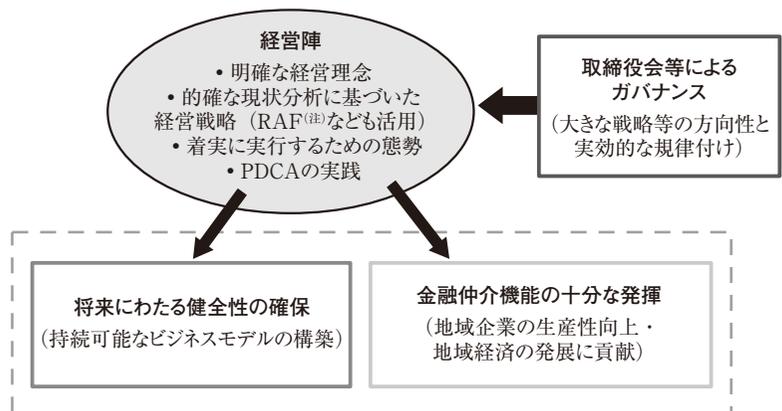
アパート・マンションやシェアハウスなど、賃料収入を目的とする投資用不動産の購入に向けた融資では、入居率・賃料や顧客財産・収入状況の改竄、抱合せ販売といった顧客保護の観点から問題がある事例が見られるところである。顧客が過大な債務を負い、返済不能となるケースや、その結果、金融機関に損失が発生するという信用リスク管理上の問題が存在していることを踏まえ、横断的アンケート調査や検査も

地域銀行の本業赤字の状況



(注) 連続赤字行数比率は、地域銀行106行に占める本業利益が2期以上連続して赤字となっている銀行の比率。

適切な経営・ガバナンスの発揮



(注) リスク・アパタイト・フレームワーク

(3) 仮想通貨 (暗号資産)

仮想通貨 (暗号資産) に係る価格の乱高下や、証拠金取引やICO (注1) などの新たな取引の登場、顧客からの預り資産

の外部流出事案の発生など、仮想通貨をとりまく内外の環境は急速に変化している。こうしたなか、イノベーションに留意しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化を図っていく。

世界共通課題の解決への貢献

デジタルイノベーションや高齢化の進展等による経済・金融システムの持続可能性にかかわる課題は国内だけの問題ではない。2019年のG20議長国として、規制の影響評価、金融市場の分断回避、仮想通貨（暗号資産）のルール形成などの金融システム上の課題に加え、高齢化社会における金融包摂などの世界共通課題について、議論を主導し、解決に取り組んでいく。

また、持続可能な開発目標（SDGs）についても、関係省庁と協力して気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）¹ 提言に沿った開示に取り組み金融機関・企業をサポートすることなどを通じて引き続き取り組んでいく。

マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策についても、わが国が規制で先行する仮想通貨（暗号資産）に関し、G20や金融活動作業部会（FATF）² の議論を引き続き主導するほか、本邦金融機関のリスクベース・

アプローチでの管理態勢について、モニタリングを通じて高度化を促進する。

各国との協力の枠組みは両国の経済・金融の発展と安定に資することが重要であるとの考え方に基づき、二国間の対話・支援等の具体的な取組みをさらに推進する。特に、アジア新興国などへの技術協力については、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて制度整備等に貢献するとともに、グローバル金融連携センター（GLOPAC、注2）の研修の充実や卒業生とのネットワークの強化を図る。これらの取組みを通じて相手国当局との規制・監督などの協力枠組みを強化していく。

金融当局・行政運営の改革

これまで述べてきた課題に適切に対応していくため、金融庁自身、そして金融庁が行う行政運営のあり方にも変化が求められている。

金融行政の質を不断に向上さ

せていくためには、金融庁が、そこで働く職員にとり、やりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要がある。このため、きめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化）を進めるとともに、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）を設けるなど、若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化を図る。

検査・監督については、今年6月公表の「検査・監督基本方針」も踏まえ、引き続き、これまで実践してきたオン・オフ一体の継続的モニタリングや優先課題の重点的なモニタリングといった手法に基づき実施していく。金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要がある分野については、分野別の「考え方と進め方」などを順次公表しつつ、問題意識の共有や現状の把握のための対話を行い、得られた事例を公表し、金融機関の自律的取組みを促していく。さらに、こうした

モニタリングの質・深度や当局の対応の適切性を確保するため、検査・監督のあり方について不断に見直しを行う。その際には、金融庁内部のみならず外部の視点も加えた検証などを通じて品質管理を徹底していく。

（注）1 Initial Coin Offering、明確な定義はないが、一般に企業などが電子的にトークン（証券）を発行して公衆から法定通貨や仮想通貨（暗号資産）の調達を行う行為を総称するものとされている。

2 14年4月に「アジア金融連携センター」（AFPAC ≡ Asia Financial Partnership Center）として設置。16年4月に「グローバル金融連携センター」（GLOPAC ≡ Global Financial Partnership Center）に改組し、支援対象地域を拡大（中東・アフリカ・中南米も追加）。

たはら やすまさ

90年東京大学法学部卒、同年大蔵省入省。金融庁総務企画局市場課長、同局開示課長を経て、18年7月から現職。